

福島第一原子力発電所からの低レベルの滞留水などの海洋放出について

平成 23 年 4 月 4 日
東京電力株式会社

現在、福島第一原子力発電所タービン建屋内には、多量の放射性廃液が存在しております、特に 2 号機の廃液は、極めて高いレベルの放射性廃液であります。

これを安定した状態で保管するには、集中廃棄物処理施設に移送することが必要と考えております。しかし、同施設内には、現状、1 万トンを低レベル放射性廃液が既に保管されており、新たな液体を受け入れるには、現在保管されている低レベルの廃液を排出する必要があります。

また、5 号機ならびに 6 号機では、サブドレンピットに低レベルの地下水が溜まってきており、建屋の内部に地下水の一部が浸入してきており、このままでは原子炉の安全確保上重要な設備を水没させる恐れが出ております。

つきましては、極めて高い放射性廃液をしっかりと管理貯蔵するために、集中廃棄物処理施設内に溜まっている低レベルの滞留水（約 1 万トン）と、5 号機および 6 号機のサブドレンピットに保管されている低レベルの地下水（延べ 1,500 トン）を、原子炉等規制法第 64 条 1 項に基づく措置として、準備が整い次第、海洋に放出することいたします。

なお、この低レベル廃液等の海洋放出にともなう影響としては、近隣の魚類や海藻などを毎日食べ続けると評価した場合、成人の実効線量は、年間約 0.6 ミリシーベルトと評価しており、これは、一般公衆が自然界から受ける年間線量（2.4 ミリシーベルト）の 4 分の 1 であります。

以上